

府政防第627号
国土動第8号
国住賃第7号
平成28年5月9日

熊本県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

国土交通省土地・建設産業局長

国土交通省住宅局長

平成28年熊本地震に係る応急仮設住宅としての
民間賃貸住宅の借上げについて

今時災害の復旧に当たり、貴県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも可能である旨、平成28年4月15日付け府政防第582号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）発通知により連絡してきたところであります。

震災発生後3週間余りが経過していますが、未だに多数の被災者の方が避難所で生活されているところであり、当面の住まいの確保が喫緊の課題となっております。一方、震災により損害を受けた民間賃貸住宅も少なくない中、これらを補修の

上応急仮設住宅として供与する場合も国庫負担の対象となり得るため、補修後の供与を含め民間賃貸住宅の借上げの一層の活用を図られるようお願いいたします。

また、不動産関係団体に対しては、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについて、地方公共団体に対しての賃貸住宅の情報提供等の必要な協力等が行われるよう、再度要請をしたところであり、市区町村や関係団体等と連携を図りながら借上げの円滑な実施を図られるようお願いいたします。

さらに、賃貸住宅の構造安全性を現場で検査できる検査員（建築士）の派遣及び応急的な補修工事を実施できる事業者リストの提供を可能としていることから、これらの活用による円滑な体制整備を図られるようお願いいたします。

貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いいたします。